

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	株式会社 リッチライト
法人所在地	神奈川県足柄上郡山北町向原 1640-2
法人種別	営利法人
代表者氏名	山本 裕太
電話番号	0465-44-4471

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 リッチライト
所在地	神奈川県小田原市曾我大沢字前田 120-1
介護保険指定番号	1472303526
サービス提供地域	小田原市(緑、万年、幸、芦子、新玉、山王網一色、足柄、十字、片浦、早川、大窪、久野、二川、富水地区を除く) 南足柄市、大井町、開成町、松田町(寄地区を除く)、山北町(清水・共和・三保地区を除く)

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
	リッチライト鍼灸接骨院	
地域密着型通所介護 総合事業	リッチライト デイサービスセンター	1474300371
地域密着型通所介護 総合事業	リッチライト やまきた	1471400836
地域密着型通所介護 総合事業	リッチライト 大井	1472303328

(3) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤兼務	事業所の運営および業務全般の管	1
主任介護支援専門員	常勤兼務	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係る業務	2以上

(4) 勤務体制

平日 (月)～(金)	午前9時00分～午後6時00分 原則として、土・日および年末年始を除く
緊急連絡先	0465-20-9348 24時間連絡が可能な体制を整備

(5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	当事業所内に設置
担当者	管理者 齋藤 恵利子
電話番号	0465-20-9348
対応時間	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分まで

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

- ① 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、相談担当者（管理者）が利用者に連絡を取り必要に応じ訪問を実施し慎重に状況の聞き取りや事情確認を行います。
- ② 相談担当者（管理者）は速やかに、その他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
- ③ 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行います。（時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適

宜報告するなど、きめ細やかな対応を行います。)

- ④ 「苦情・相談対応記録」を作成し、保存します。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

① 事実確認を迅速に行い、当該サービス提供事業者の管理者あてに苦情内容を速やかに伝達するとともに、その対応を共同で行います。

② 必要に応じてサービス担当者会議においても、その内容を報告し、全サービス事業者一丸となって再発防止・サービス向上に取り組みます。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されています。

外部苦情相談窓口

小田原市	電話番号	0465-33-1827
南足柄市	電話番号	0465-73-8046
大井町	電話番号	0465-83-8011
開成町	電話番号	0465-84-8011
松田町	電話番号	0465-83-1226
山北町	電話番号	0465-75-3642
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	電話番号	受付時間 8:30~17:15 (土日・祝祭日・年末年始除く) 045-329-3447 (代表)

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

① 事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師・歯科医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために

以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 秘密の保持

- (1) 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

9. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ①指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ②特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- (2) 公正中立を確保するため契約時等に当事業所の居宅サービス計画の「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用状況を説明します。

(別紙1)

- ①前6月間に当事業所が作成した居宅サービス計画の総数の内「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」及び「地域密着型通所介護」がそれぞれ位置付けられた計画数が占める割合
- ②前6か月間に作成した居宅サービス計画における、「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の各サービスごとの、同一事業者によって提供された者の割合

(前期：3月1日から8月31日 後期：9月1日から2月末日まで)

10. サービス担当者会議とモニタリングの実施について

- (1) 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集がやむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
 - ① サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとします。
ただし、利用者様又はそのご家族様が参加する場合にはその活用について利用者様又はご家族様の同意を頂きます。
 - ②その際、個人情報の適切な取扱いに留意します。

(2) モニタリングの実施について

- ① 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回はご自宅を訪問し利用者との面接を行いその結果を記録します。
- ② ただし、以下の要件を満たしている場合であって少なくとも2月に1回ご自宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、文書によるご利用者様の同意のもとテレビ電話装置等を活用して面接を行うことができるものとします。
 - ・ 初回でないこと
 - ・ 介護者の状況の変化が無いこと。
 - ・ 住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
 - ・ サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと
- ③ テレビ電話装置等を活用して面談を行うモニタリングの実施にあたってはサービス事業所に対して情報提供を依頼します。

1.1. その他の事業運営に関する事について

- (1) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

(2) 虐待の防止等の為の措置

利用者様の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

① 虐待防止に関する責任者を選定

虐待防止に関する責任者	管理者・齋藤恵利子
-------------	-----------

- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ④ その他虐待防止のために必要な措置
委員会の開催、指針整備等
- ⑤ 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(3) 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- ② 委員会の開催、指針整備等

(4) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため次の措置を講ずるものとします。

- ①従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ②従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ③その他ハラスメント防止のために必要な措置

(5)業務継続に向けた取り組みの強化として感染症や非常災害の発生時において業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

(6)身体拘束廃止のため以下の措置を講ずるものとします

- ①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。
- ②緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容 について記録。
- ③これらの記録を2年間保存。

1.1. 料金について

居宅介護支援に関するご利用者様のご負担につきましては特別な方を除き介護保険より全額給付されます。

詳しい単位・加算・交通費等を（別紙2）にてお知らせさせていただきます。

介護保険料に滞納があり給付が償還払いとなっている方へは既定の金額をお支払いいただき受領の証明書を発行いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行い交付いたしました。

事業者名 居宅介護支援事業所 リッチライト

所在地 小田原市曾我大沢字前田120-1

管理者 齋藤 恵利子

印

説明者

齋藤 恵利子

印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利 用 者

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名

令和6年4月10日改訂

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書 (令和6年度 後期分)

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	20%	地域密着型通所介護	29%
通所介護	32%	福祉用具貸与	76%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	医心館訪問介護ステーション小田原 18%	ケアステーション ささえあい 16%	小田原市社会福祉協議会 介護サービスセンター 15%
通所介護	カルチャーリゾート大井 32%	(同一事業者) ツクイ小田原 ツクイ小田原鴨宮 ツクイ南足柄 10%	ふらっと 9%
地域密着型 通所介護	(同一事業者) リッチライト デイサービスセンター リッチライトやまきた リッチライト大井 45%	(同一事業者) リビングケア 唯の家 関本 リビングケア 唯の家 南足柄 リビングケア 唯の郷 南足柄 32%	デイサービスセンター 芳徳の郷ほなみ 4%
福祉用具貸与	メディケアセンター 小田原 29%	チャーリーケア 23%	ほほえみライフ 13%

③判定期間 (令和6年度)

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)

令和6年4月1日 改定

利用料金及び居宅介護支援費 (I) 地域単価: 5級地 1単位 10,7円 小数点以下端数切捨て

居宅介護支援費 (i)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1~44件	要介護1・2	1086単位	11620円
		要介護3・4・5	1411単位	15097円
居宅介護支援費 (ii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45~59件	要介護1・2	544単位	5820円
		要介護3・4・5	704単位	7532円
居宅介護支援費 (iii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位	3488円
		要介護3・4・5	422単位	4515円

特定の方を除き介護保険より10割支給ご利用者様負担はありません

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指 定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	所定単位数の50%に減算
業務継続計画 未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの 提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画(業務継続計画)が未策定 当該業務継続 計画に従い必要な措置を講じていない場合(令和7年4月1日以 降減算を適用)	所定単位数の10%を減算
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待防止のための以下の措置が講じられていない場合 ・対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期 的に開催し、従業者へ周知徹底 ・虐待防止の指針を整備 ・従業者への、虐待防止のための研修の定期的実施 ・上記措置を実施するための担当者の設置	所定単位数の10%を減算

特定事業所加算

算定要件	加算I (519単 位)	加算II (421単 位)	加算III (323単 位)	加算A (114単 位)
① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
② 常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常: 1名以上 非: 1名以上
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項 に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的で開催すること	○	○	○	○
④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相 談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○※1
⑤ 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3~要介護5で ある者が4割以上であること	○	/	/	/
⑥ 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○※1
⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場 合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介 護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生 活困窮者、難病患者等、高齢者以外 の対象者への支援に関す る知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○※1

⑨	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 50 名未満）であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は 協力体制を確保していること	○	○	○	○※ 1
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

※ 1 連携可

※ 2 特定事業所医療介護連携加算 125 単位（回数は年間：前々年度 3 月から前年度の 2 月までの総数）

- 1、特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを算定している。
- 2、退院退所加算を算定し、その医療機関など連携回数が 35 回以上である事。
- 3、ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が 15 回以上であること。（令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置）

加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
通院時情報連携加算	医師・歯科医師等の診察を受ける際に同席し必要な情報提供を行い、医師・歯科医師等から必要な情報提供を受け計画に記録した場合	50 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること	450 単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること	600 単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を 3 回以上受けており、うち 1 回はカンファレンスによること	900 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した際、終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、同意を得て、居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

交通費について：通常の事業実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費につきましては事前に利用者様と協議の上実費を頂くことがあります。自動車を使用した場合は通常の実施地域を超えてから 1 キロメートル毎に 30 円とさせていただきます。